二十四条の九第二項」の下に「（法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。）」を、「第二十四条の二十八第二項」の下に「（法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第十号を同項第十三号とし、同項第九号を同項第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二　認定こども園法

第二十五条の七第一項第八号の次に次の二号を加える。

九　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律

十　児童虐待の防止等に関する法律

第二十五条の七第一項に次の一号を加える。

十四　子ども・子育て支援法

第二十五条の七第二項中「前項に掲げるもののほか、」を削り、同項に次の一号を加える。

八　前項各号に掲げる法律

第二十五条の八中「第二十四条の九第二項」の下に「（法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む。）」を、「第二十四条の二十八第二項」の下に「（法第二十四条の二十九第四項において準用する場合を含む。）」を加え、「労働に関する法律の規定であつて」を削り、「もの」を「法律の規定」に改める。

第二十五条の十二第一項中「指定障害児通所支援事業者」の下に「（医療型児童発達支援を提供するものを除く。）」を加え、同項各号を次のように改める。

一　知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）

二　発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）

三　第二十五条の七第一項各号に掲げる法律

第二十五条の十二第二項中「前項に掲げるもののほか、」を削り、同項各号を次のように改める。

一　健康保険法（大正十一年法律第七十号）

二　第二十五条の七第一項各号及び第二項各号（第八号を除く。）に掲げる法律

三　前項各号（第三号を除く。）に掲げる法律

第二十七条を次のように改める。

第二十七条　削除

第二十七条の十一第一項中「指定障害児入所施設」の下に「（障害児入所医療（法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療をいう。次項及び第二十七条の十三第二項において同じ。）を提供するものを除く。）」を加え、同項各号を次のように改める。

一　第二十五条の七第一項各号に掲げる法律

二　第二十五条の十二第一項各号（第三号を除く。）に掲げる法律

第二十七条の十一第二項中「前項に掲げるもののほか、」及び「（法第二十四条の二十第一項に規定する障害児入所医療をいう。第二十七条の十三第二項において同じ。）」を削り、同項各号を次のように改める。

一　健康保険法

二　第二十五条の七第一項各号及び第二項各号（第八号を除く。）に掲げる法律

三　第二十五条の十二第一項各号（第三号を除く。）に掲げる法律

第二十七条の十八中「（法第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。）」を削り、同条各号を次のように改める。

一　第二十五条の七第一項各号に掲げる法律

二　第二十五条の十二第一項各号（第三号を除く。）に掲げる法律

第二十八条中「保育の実施等」を「保育の利用等」に改め、「児童福祉施設の長」の下に「、家庭的保育事業等（法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）を行う者」を加える。

第四章の章名を次のように改める。

第四章　事業、養育里親及び児童福祉施設

第三十五条を次のように改める。

第三十五条　法第三十四条の十五第三項第四号ロの政令で定める法律は、第二十五条の七第一項各号（第一号、第二号、第五号及び第八号を除く。）に掲げる法律とする。

第三十五条の次に次の四条を加える。

第三十五条の二　法第三十四条の十五第三項第四号ハの政令で定める法律の規定は、第二十五条の八各号に掲げる規定とする。

第三十五条の三　法第三十四条の十五第三項第四号ニの政令で定める使用人は、申請者の行う家庭的保育事業等を管理する者及び申請者の設置する保育所の管理者とする。

第三十五条の四　市町村長は、当該職員をして、一年に一回以上、国及び都道府県以外の者が行う家庭的保育事業等が法第三十四条の十六第一項の規定に基づき定められた基準を遵守しているかどうかを実地につき検査させなければならない。

第三十五条の五　法第三十四条の二十第一項第三号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一　児童扶養手当法

二　特別児童扶養手当等の支給に関する法律

三　児童手当法

四　平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律

五　平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法

六　第二十五条の七第一項第四号、第十二号及び第十四号に掲げる法律

第三十六条の次に次の二条を加える。

第三十六条の二　法第三十五条第五項第四号ロの政令で定める法律は、次のとおりとする。

一　学校教育法

二　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）

三　第二十五条の七第一項各号（第一号、第二号、第五号及び第八号を除く。）に掲げる法律

第三十六条の三　法第三十五条第五項第四号ハの政令で定める法律の規定は、第二十五条の八各号に掲げる規定とする。

第三十七条中「設置する児童福祉施設」の下に「（幼保連携型認定こども園を除く。以下この条及び次条において同じ。）」を加える。

第四十二条第三号中「第六号の三」を「第六号の二」に改め、「児童福祉施設」の下に「又は家庭的保育事業等」を、「入所定員」の下に「又は利用定員」を、「入所者」の下に「又は利用者」を加え、同条第三号の二中「第五十条第六号の四」を「第五十条第六号の三」に改める。

第四十二条の二を削る。

第四十三条中第六号を第十一号とし、第五号を第十号とし、同条第四号中「又は児童福祉施設」を「若しくは児童福祉施設の設置者若しくは家庭的保育事業等を行う者」に改め、「、又は」の下に「児童相談所若しくは児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等を行う場所が」を加え、同号を同条第九号とし、同条第三号中「又は児童福祉施設」を「若しくは児童福祉施設の設置者又は家庭的保育事業等を行う者」に改め、同号を同条第五号とし、同号の次に次の三号を加える。

六　幼保連携型認定こども園の設置者が、認定こども園法第二十一条第一項の規定により、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ぜられたとき。

七　幼保連携型認定こども園の設置者が、認定こども園法第二十二条第一項の規定により、認定こども園法第十七条第一項の認可を取り消されたとき。

八　幼保連携型認定こども園の設置者が、法若しくは認定こども園法若しくはこれらの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてする処分に違反したとき。